

第六十号議案

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

東京都心身障害者福祉センター条例（昭和四十三年東京都条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「東京都立川市曙町三丁目七番十号」を「東京都国立市富士見台二丁目一番地の一」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月十六日から施行する。

（提案理由）

東京都心身障害者福祉センター多摩支所の移転に伴い、位置を改める必要がある。